

立川市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 20 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市公園条例の一部を改正する条例

立川市公園条例（平成13年立川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(公園施設の建築面積の基準の特例)	(公園施設の建築面積の基準の特例)
第4条の6 ……略……	第4条の6 ……略……
2 ……略……	2 ……略……
3 前項に規定する休養施設又は教養施設である建築物のうち次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の20（前項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。）を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。	3 前項の休養施設又は教養施設である建築物のうち次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の20（前項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。）を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
(1)～(3) ……略……	(1)～(3) ……略……
4及び5 ……略……	4及び5 ……略……
(行為の制限)	(行為の制限)
第6条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。	第6条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
(1) ……略……	(1) ……略……
(2) 業として <u>行う写真の撮影</u> をすること。	(2) 業として <u>写真</u> を撮影すること。
(3) 業として行う <u>映画等</u> の撮影又は興行を行うこと。	(3) 業として行う <u>映画</u> の撮影又は興行を行うこと。
(4)～(6) ……略……	(4)～(6) ……略……
2 前項に規定する許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。	2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
3 第1項に規定する許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しよ	3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとする

うとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項に規定する許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項に規定する許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第8条 第13条第1項に規定する許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第6条第1項又は第3項に規定する許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第9条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第11条第1項又は第13条第1項に規定する許可に係るものについては、この限りでない。

(1)～(9) ……略……

(公園施設の設置及び管理の許可)

第11条 ……略……

2 市長は、前項に規定する許可に公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(公園施設の設置及び管理に係る使用料)

第12条 前条第1項の規定により公園施設の設置又は管理の許可を受けた者は、立川市行政財産使用料条例（昭和38年立川市条例第76号）第2条第1項第1号の定めにより算出する使用料を納付しなければならない。

ときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第8条 第13条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第6条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第9条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第11条第1項又は第13条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1)～(9) ……略……

(公園施設の設置及び管理の許可)

第11条 ……略……

2 市長は、前項の許可に公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(公園施設の設置及び管理に係る使用料)

第12条 前条第1項の規定により公園施設の設置又は管理の許可を受けた者は、立川市行政財産使用料条例（昭和38年立川市条例第76号）第2条第1項第1号の規定により算出する使用料を納付しなければならない。

(公園の占用許可)

第13条 ……略……

2 市長は、占用物件が法第7条各号に掲げる事項に該当し、公園の占用が公衆の公園の利用に支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認める場合に限り、前項に規定する許可を与えることができる。

3 市長は、第1項に規定する許可に公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(監督処分)

第22条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によって行った許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園から退去を命ずることができる。

(1) ……略……

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) ……略……

2 ……略……

別表第4 (第7条・第14条関係)

(1) 制限行為に係る使用料

行為の種類	単位	金額
……略……	……略……	……略……
業として行う <u>写真の撮影</u>	撮影機(写真機) 1台 1月につき	<u>3,100円</u>
業として行う映画等の撮影又は興行	1日につき	<u>6,500円</u>

(公園の占用許可)

第13条 ……略……

2 市長は、占用物件が法第7条各号に掲げる事項に該当し、公園の占用が公衆の公園の利用に支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認める場合に限り、前項の許可を与えることができる。

3 市長は、第1項の許可に公園の管理のため必要な範囲内で条件を附することができる。

(監督処分)

第22条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によって行った許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園から退去を命ずることができる。

(1) ……略……

(2) この条例の規定による許可に附した条件に違反している者

(3) ……略……

2 ……略……

別表第4 (第7条・第14条関係)

(1) 制限行為に係る使用料

行為の種類	単位	金額
……略……	……略……	……略……
業として行う <u>写真撮影</u>	撮影機(写真機) 1台 1月につき	<u>3,000円</u>
業として行う映画等の撮影又は興行	1日につき	<u>6,300円</u>

……略……		……略……		……略……	
(2) 占用料					
種別			単位		金額
電柱その他これに類するもの			1 本 1 月につき		<u>200 円</u>
電線	……略……		……略……		……略……
	地下	…略…	……略……		……略……
		外 径 40 センチメ ートル以 上 1 メー トル未満	1 メートル 1 月につき		<u>89 円</u>
		外径 1 メ ートル以 上	1 メートル 1 月につき		<u>179 円</u>
変圧塔			1 個 1 月につき		<u>179 円</u>
鉄塔			1 平方メートル 1 月につき		<u>179 円</u>
水道管、 下水道管 及びガス 管	……略……		……略……		……略……
	外径 40 センチメ ートル以上 1 メー トル未満	1 メートル 1 月につき		<u>89 円</u>	
		外径 1 メートル以 上		1 メートル 1 月につき	<u>179 円</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱			1 個		<u>71 円</u>

……略……		……略……		……略……	
(2) 占用料					
種別			単位		金額
電柱その他これに類するもの			1 本 1 月につき		<u>197 円</u>
電線	……略……		……略……		……略……
	地下	…略…	……略……		……略……
		外 径 40 センチメ ートル以 上 1 メー トル未満	1 メートル 1 月につき		<u>88 円</u>
		外径 1 メ ートル以 上	1 メートル 1 月につき		<u>176 円</u>
変圧塔			1 個 1 月につき		<u>176 円</u>
鉄塔			1 平方メートル 1 月につき		<u>176 円</u>
水道管、 下水道管 及びガス 管	……略……		……略……		……略……
	外径 40 センチメ ートル以上 1 メー トル未満	1 メートル 1 月につき		<u>88 円</u>	
	外径 1 メートル以 上	1 メートル 1 月につき		<u>176 円</u>	
郵便差出箱及び信書便差出箱			1 個		<u>70 円</u>

	1 月につき	
公衆電話所	1 個	<u>179 円</u>
	1 月につき	
標識	1 本	<u>143 円</u>
	1 月につき	
天体、気象又は土地の観測施設	1 平方メートル	<u>179 円</u>
	1 月につき	
その他地下の占用物件	1 平方メートル	<u>89 円</u>
	1 月につき	
その他高架の占用物件	1 平方メートル	<u>89 円</u>
	1 月につき	
……略……	……略……	……略……
備考	……略……	

	1 月につき	
公衆電話所	1 個	<u>176 円</u>
	1 月につき	
標識	1 本	<u>140 円</u>
	1 月につき	
天体、気象又は土地の観測施設	1 平方メートル	<u>176 円</u>
	1 月につき	
その他地下の占用物件	1 平方メートル	<u>88 円</u>
	1 月につき	
その他高架の占用物件	1 平方メートル	<u>88 円</u>
	1 月につき	
……略……	……略……	……略……
備考	……略……	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際、この条例による改正前の立川市公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。